平成29年度低公害車普及促進対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅰ（燃料電池バス、電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入）

補助制度を活用される方は以下の手続きが必要となります。

(1)事業計画書≪運用方針第1号様式≫の提出
補助金の申請をされる方は、**『補助金事業実施者の認定』**を受ける必要があります。
申請期間：平成29年4月3日～4月28日

(2)交付申請書≪交付要綱第1号様式≫の提出
補助事業の認定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。
交付申請書提出期間：認定通知書到着後20日以内（原則）

(3)実績報告書≪交付要綱第11号様式≫、詳細実績報告書≪運用方針第3号様式≫の提出
補助金の交付決定通知を受け、補助事業が終了（補助対象自動車の導入後1か月程度の実証運行を実施した）後、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。

※平成２９年度については、２回目以降の実施は現在のところ未定です（方針が決定次第国交省ＨＰにてお知らせします。）。

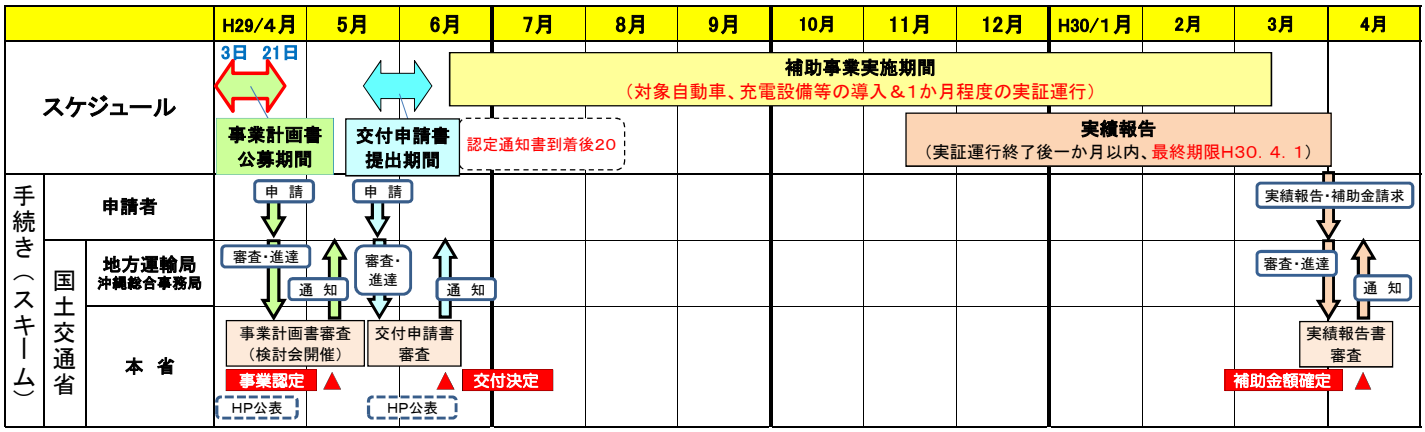

●事業Ⅱ（電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入）

●事業Ⅲ（ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラックの導入）

①登録後申請（実績申請）の場合　≪対象：補助対象自動車を平成29年4月1日から12月31日までに導入の上登録される方≫

対象に該当する方は以下の手続きが必要となります。

(1)補助金交付枠申請書≪運用方針第1～3号様式≫の提出
補助金の申請をされる方は、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、**『補助金交付予定枠の内定』**を受ける必要があります。
申請期間：平成29年9月1日～9月29日

(2)実績申請書≪交付要綱第2号様式≫の提出
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期に応じ、右記の期限までに実績申請書（交付申請兼実績報告書）を窓口に提出して下さい。

平成29年4月1日～10月31日に補助対象自動車を導入、登録される方、**平成29年11月30日**まで

平成29年11月1日～12月31日に補助対象自動車を導入、登録される方、**登録日から30日以内**まで

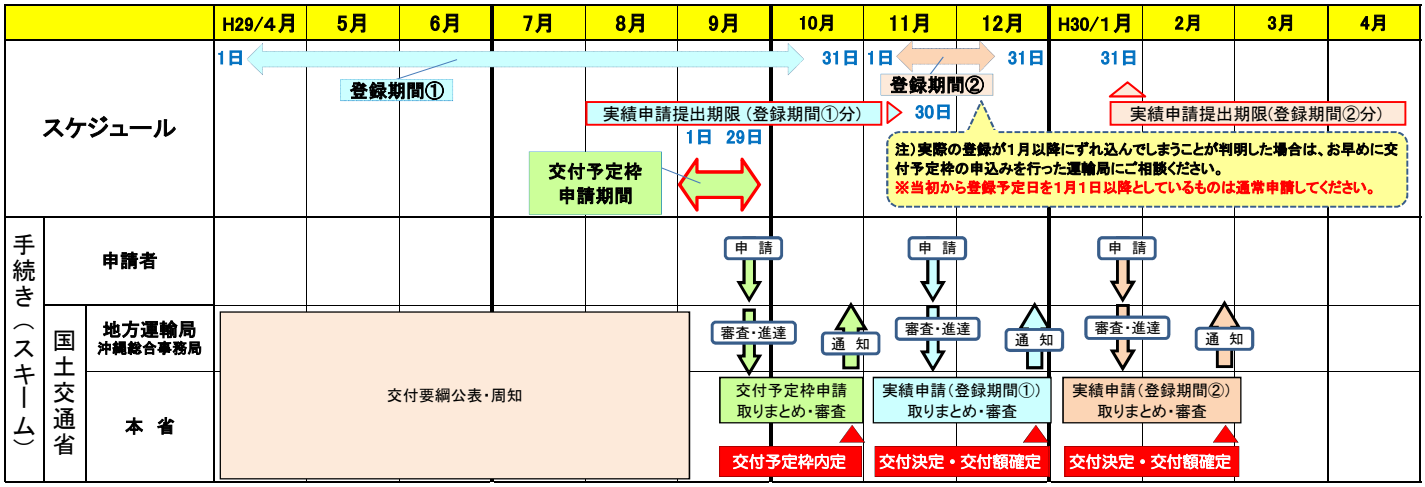

②登録前申請（通常申請）の場合　≪対象：補助対象自動車を平成30年1月1日から3月31日までに導入の上登録される方≫

対象に該当する方は以下の手続きが必要となります。

(1)補助金交付枠申請書≪運用方針第1～3号様式≫の提出
補助金の申請をされる方は、**『補助金交付予定枠の内定』**を受ける必要があります。
申請期間：平成29年9月1日～9月29日

(2)交付申請書≪交付要綱第1号様式≫の提出
補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。
交付申請書提出期間：平成29年11月1日～11月30日
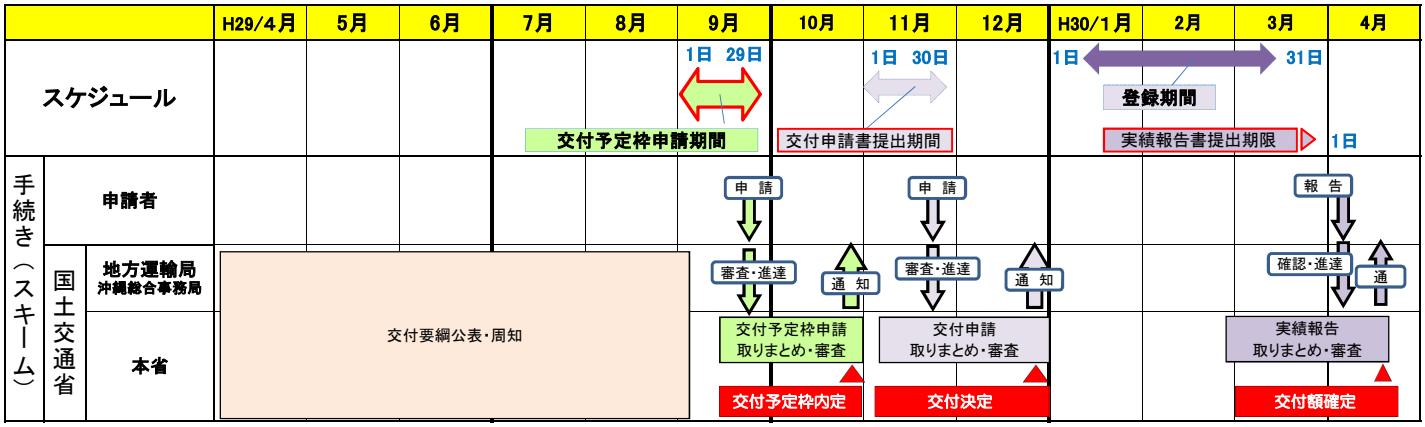
(3)実績報告書≪交付要綱第11号様式≫の提出
補助金の交付決定通知を受け、補助事業（補助対象自動車の導入・登録）が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。
提出期限：登録日から30日以内又は平成30年4月1日のいずれか早い日まで